

県動物愛護センター 本所（玉村町）に統合されます

お問い合わせ先 生活水道課 生活環境係 ☎0278(25)5003

平成27年7月から本町を管轄していた群馬県動物愛護センター北部出張所（渋川市）は閉所し、令和5年4月1日から群馬県動物愛護センター（本所／玉村町）に業務が統合されます。

動物愛護センターと出張所の管轄する市町村

※前橋市、高崎市を除く県内33市町村

動物愛護センター （本所）24

沼田市
みなかみ町
片品村
川場村
昭和村
中之条町
東吾妻町
草津町
長野原町
高山村
嬭恋村
渋川市
吉岡町
安中市
藤岡市
神流町
伊勢崎市
上野村
榛東村
富岡市
甘楽町
下仁田町
玉村町
南牧村

東部出張所 （太田保健福祉 事務所内）9

桐生市
館林市
みどり市
邑楽町
太田市
大泉町
千代田町
明和町
板倉町



これまで、利根沼田地域の狂犬病予防・動物愛護業務として、放浪犬の収容、犬猫の引き取り、苦情等の対応を担ってきた北部出張所ですが、4月1からは玉村町内の群馬県動物愛護センター（本所）において業務が引き継がれます。

令和5年4月1日以降の連絡先

- ・群馬県動物愛護センター（本所）
住所：佐波郡玉村町樋越305-7
☎：0270-75-1718
- ・東部出張所（太田保健福祉事務所内）
住所：太田市西本町41-34
☎：0276-55-0731

犬の飼い方

- ・犬の登録制度と狂犬病予防注射を正しく理解しましょう。
- ・周囲に危害を加えぬように適切な犬のしつけや訓練をしましょう。
- ・屋外での運動の際は、犬にリードをつけて、いつでも制御できるようにしましょう。
- ・犬のフンやその他の汚物は必ず持ち帰り、周辺の美化に努めましょう。
- ・犬は一生面倒をみるという心構えで飼いましょう。
- ・日頃から犬の健康（運動・食事・病気予防など）に責任を持ちましょう。
- ・飼い主の責任として、犬の首輪や名札、マイクロチップなどを装着し、飼い主が誰か分かるようにしましょう。

※みなかみ町では、犬のマイクロチップ登録制度については、令和5年3月1日現在実施されていません。犬の登録等の手続については、従来の役場窓口での登録手続をお願いします。

猫の飼い方

- ・猫は屋内飼育が基本です。環境省の「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」でも猫の屋内飼育を指導しています。
- ・猫はとても繁殖力のある動物です。飼い主は多頭飼育などにならないように不妊・去勢手術を受けましょう。
- ※町民であれば町の助成制度が利用できます。
- ・猫が屋内外を自由に入出りできる放し飼いが許されたのは昔のことです。現在は首輪や名札をつけて、誰の飼い猫かを明確にするとともに野良猫との区別ができるようにしましょう。
- ※猫が屋内外を自由に入出りできると、地域の野良猫などが紛れ込み周辺住民に迷惑をかけることになってしまいます。

※近所の方すべてが動物が好きの人ばかりではないことを理解しておきましょう！

会計年度任用職員を募集します

問い合わせ先 下表問い合わせ先欄をそれぞれご覧ください。

業務名	にいほるこども園保育補助業務	国民健康保険・保健事業業務	観光施設等管理業務
業務内容	看護業務および保育業務	健康づくり支援、訪問指導、健康診断等の業務	観光商工課管理の公園、遊歩道および町道路肩等の除草作業
募集人員	1名	1名	若干名
任用期間	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日～ 令和5年10月31日
勤務時間	週5日 午前8時15分～午後5時	週4日 午前8時30分～午後5時15分	週4日 午前8時30分～午後5時15分
報酬等	月額165,900円通勤手当（通勤距離に応じて支給あり）、期末手当 健康保険、厚生年金保険および雇用保険は、勤務時間に応じて適用があります。	時給897円～1,019円（経験等を考慮の上、決定します。）通勤手当（通勤距離に応じて支給あり）、期末手当 健康保険、厚生年金保険および雇用保険は、勤務時間に応じて適用があります。	時給908円、通勤手当（通勤距離に応じて支給あり）、期末手当 健康保険、厚生年金保険および雇用保険は、勤務時間に応じて適用があります。
休暇等	勤務時間等に応じて年次有給休暇、特別休暇あり	勤務時間等に応じて年次有給休暇、特別休暇あり	勤務時間等に応じて年次有給休暇、特別休暇あり
必要資格	・看護師または准看護師 ・簡単なパソコン入力（ワード、エクセル）ができる方等 ※次のいずれかに該当する場合は応募できません ①日本国籍を有しない者 ②地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者	・保健師または看護師免許 ・普通自動車運転免許 ・簡単なパソコン入力（エクセル）ができる方等 ※次のいずれかに該当する場合は応募できません。 ①日本国籍を有しない者 ②地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者	・普通自動車運転免許証（・労働安全衛生法による特別教育「刈払機取扱作業」安全衛生教育修了者） ※次のいずれかに該当する場合は応募できません。 ①日本国籍を有しない者 ②地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者
申し込み方法	写真を貼った履歴書を提出してください。（郵送可）	写真を貼った履歴書を提出してください。（郵送可）	写真を貼った履歴書を提出してください。（郵送可）
申し込み期間	令和5年3月1日（水）～3月15日（水）（土日祝日を除く午前8時30分～午後5時） 郵送の場合は、受付最終日の消印のあるものまで受け付けます。	令和5年3月1日（水）～3月24日（金）（土日祝日を除く午前9時～午後5時） 郵送の場合は、受付最終日の消印のあるものまで受け付けます。	令和5年3月1日（水）～3月15日（水）（土日祝日を除く午前8時30分～午後5時） 郵送の場合は、受付最終日の消印のあるものまで受け付けます。
提出先	〒379-1393 みなかみ町後閑318番地 みなかみ町役場 子育て健康課 子育て支援係 〒379-1418 みなかみ町須川774-1 にいほるこども園	〒379-1393 みなかみ町後閑318番地 みなかみ町役場 町民福祉課 医療係	〒379-1313 みなかみ町月夜野1744番地1 みなかみ町役場 観光商工課 観光振興係
面接・会場等	書類審査のあと、面接日、会場等をお知らせいたします。	書類審査のあと、面接日、会場等をお知らせいたします。	書類審査のあと、面接日、会場等をお知らせいたします。
問い合わせ先	・子育て健康課 子育て支援係 ☎0278-25-5009 ・にいほるこども園 ☎0278-64-0931	町民福祉課 医療係 ☎0278 (25) 5010	観光商工課 観光振興係 ☎0278 (25) 5017

福祉医療制度のお知らせ

問い合わせ先 町民福祉課 医療係 ☎0278(25)5010

■高齢重度障害者の方の更新について

4月から福祉医療費受給資格者証（ピンク色のカード）が新しくなります。

対象の方	福祉医療制度を利用している高齢重度障害者の方（65歳以上で後期高齢者医療制度に加入されている方）。
現在の受給資格者証の有効期間	令和5年3月31日（金）まで
新しい受給資格者証の有効期間	令和5年4月1日（土）～令和5年7月31日（水）（令和5年8月に制度改正があることから、有効期間が短くなっています。）
新しい受給資格者証の郵送期日	令和5年3月中旬～下旬



◀福祉医療費受給資格者証（見本）

■重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療費受給資格者証をお持ちの皆さまへ

重度心身障害者・高齢重度障害者の福祉医療制度に、令和5年8月から所得基準が導入され、令和4年中の所得が所得制限基準額を上回る場合は、助成対象外となります。所得の基準は、特別障害者手当に準拠しています。

みなかみ町健康づくりポイント事業 ウォーキングチャレンジ参加者募集



問い合わせ先 子育て健康課 健康推進係 ☎0278(62)2527

ウォーキングチャレンジは散歩や通勤時の歩数など、日常生活での活動も歩数にカウントし、1ヶ月の平均歩数に応じて、健康づくりポイントを付与する事業です。次のとおり、説明会を実施します。たくさんの参加をお待ちしております。健康づくりポイントの詳細については、町ホームページまたは広報みなかみ5月号をご覧ください。ぜひこの機会に健康とポイントを両方手に入れましょう！

日時 ※1	1回目 令和5年3月15日（水） 午前10時～午前10時45分 2回目 令和5年3月24日（金） 午前10時～午前10時45分 3回目 令和5年3月24日（金） 午後2時～午後2時45分
会場	1回目 町保健福祉センター 栄養学習室 2・3回目 中央公民館 3階会議室
対象	①町内にお住まいの20歳以上の方 ②スマートフォンをお持ちで、群馬県公式アプリG-WALK+のインストールが可能な方※2
定員	各日先着15名
申込み方法	3月1日（水）～3月14日（火）の午後5時まで。 定員に余裕がある場合は、期限を過ぎても受け付けます。 電話または申し込み用二次元コードからお申し込みください。
服装・持ち物等	スマートフォン、みなかみハートカードまたは専用アプリ、メールアドレスがわかるもの、筆記用具



◀申し込み用
二次元コード

※1
1～3回目は同じ内容です。

※2
事前にアプリのインストールができない人は、説明会開始前にインストールをお手伝いしますので、教室開始30分前にお越しください。すでにG-WALK+を利用しており、グループ登録をしている方は、お問い合わせください。

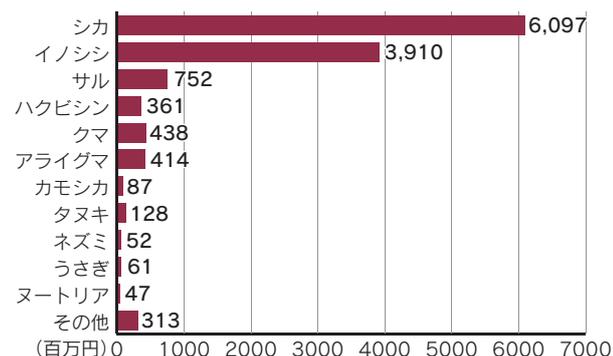
ニホンジカの低密度管理^{※1} に向けた町との取り組み

(公財)日本自然保護協会 武田裕希子

■ニホンジカによる被害状況

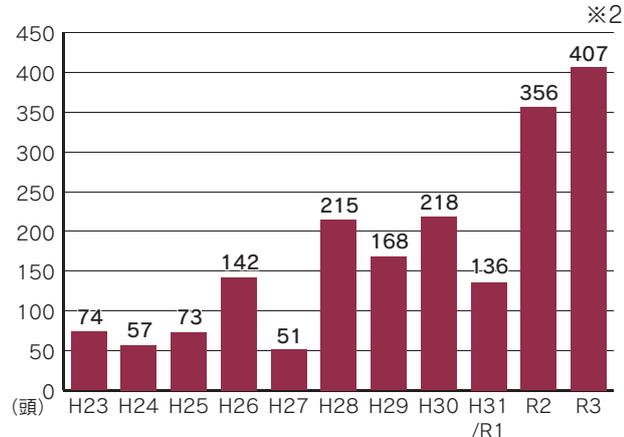
令和3年度ニホンジカによる全国農作物被害額は約61億円。イノシシ約39億円、サル約8億円等と比較して最も大きな被害です(図1参照)。みなかみ町では、まだ他地域ほど大きな被害は生じていませんが、有害鳥獣捕獲として捕獲される頭数は増加傾向にあり、令和3年度は407頭が捕獲されています(図2参照)。また、この冬は毎月のようにニホンジカとの交通事故が報告されていると聞きます。町内ですでに被害があると聞かれるのは牧草地や田んぼ、リンゴ園等です。葉先や芽を食むだけでなく、最終的には裸地化、樹皮剥ぎによる枯死に繋がることが、実を食べる動物の被害よりも深刻な点です。町内でも今後大きな問題となることが予測されます。

図1 全国の野生獣類による農作物被害額(令和3年度)



出典:農林水産省ホームページ
https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/

図2 みなかみ町のニホンジカ有害鳥獣捕獲数^{※2}



■ニホンジカによる森林等への被害

ニホンジカが増えすぎると、森林では下草や若木が食べ尽くされて森の世代交代ができず、立木は樹皮剥ぎによって枯れ、後戻りできなくなります。私

が移住する前に住んでいた関西では森の下草がなくなり、土壌流出も問題視されていました。みなかみ町で春に普通に見られる芽生えの光景に感動するのは、それがもう見られなくなった地域に居たからだと思います。ニホンジカの過度な増加は、土砂災害リスクを高めることや、みなかみ町の観光資源である豊かな自然の劣化にも繋がります。

■赤谷プロジェクトでの取り組み

赤谷プロジェクトでは、センサーカメラによって2008年から10年以上哺乳類のモニタリングを続けています。ニホンジカは当初51地点中2箇所でしたしか撮影されませんでした。30箇所を超える地点で撮影されるようになり、ニホンジカが写る頻度も確実に増えています。爆発的に増える前から適切な捕獲圧をかけ続ける「ニホンジカの低密度管理」を目指し、低密度下で効率よく捕獲するために罠塩で誘引することや、センサーカメラと植生への影響を合わせたモニタリング、GPSによる行動圏把握等、科学的なデータに基づいて対策を進めるための捕獲技術開発と体制構築を進めています。



▲センサーカメラ

▲罠塩に誘引されたニホンジカ(センサーカメラで撮影)

■町との連携

赤谷の森で蓄積された知見を持続的な地域づくりを活かすことは、赤谷プロジェクトが目指していることです。また、森林生態系や水源地の保全、農地の獣害対策、持続的な観光等多様な立場からニホンジカの低密度管理は赤谷プロジェクトとみなかみユネスコエコパーク共通の目標です。今後も町と連携して対策を進めたいと思います。

※1 低密度とは、ニホンジカが好んで食べる植物が消える、好まない植物だけで一面を覆うようになるなど、植生への影響がまだ明らかに表れていない状況を低密度と呼んでいます。

※2 みなかみ町獣害対策センターのデータを元に作成。